再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書

２０２４年２月２８日

中部電力パワーグリッド株式会社

再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書

本 営 発 第 14号

2024年 2 月28日

経済産業大臣　齋　藤　健　殿

届出者　住　所　（〒461-8680）名古屋市東区東新町１番地
（ふりがな）なごやしひがしくひがししんちょう１ばんち

氏　名　中部電力パワーグリッド株式会社
（ふりがな）ちゅうぶでんりょくぱわーぐりっどかぶしきがいしゃ

代表取締役
社長執行役員　清水　隆一
だいひょうとりしまりやく しゃちょうしっこうやくいん しみず りゅういち

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１８条第１項の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　再生可能エネルギー電気卸供給約款のとおりです。
実 施 期 日	2024年４月１日

別　　紙

再生可能エネルギー電気卸供給約款

２０２４年４月１日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 卸 供 給 約 款

目　　次

Ⅰ　総　　則 1

1　適　　用 1

2　再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更 2

3　定　　義 2

4　再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い 4

5　単位および端数処理 4

6　実 施 細 目 5

Ⅱ　契約の申込み 6

7　契約の要件 6

8　契約の申込み 6

9　契約の成立および契約期間 7

10　再生可能エネルギー電気卸供給の開始 7

11　契約の単位 8

12　承諾の限界 8

13　契約書の作成 9

Ⅲ　料　　金 10

14　料　　金 10

Ⅳ　料金の算定および支払い 12

15　料金の適用開始の時期 12

16　料金の算定期間 12
17　再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定 13
18　料金の算定 14
19　支払義務の発生および支払期日 14
20　料金その他の支払方法 15
21　保　証　金 16

Ⅴ　供　　給 18
22　再生可能エネルギー電気卸供給の実施 18
23　再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止 18
24　再生可能エネルギー電気卸供給の停止 19
25　再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除 19
26　違　約　金 19
27　損害賠償の免責 19

Ⅵ　契約の変更および終了 21
28　契約の変更 21
29　名義の変更 21
30　契約の廃止 21
31　解　約　等 22
32　契約消滅後の債権債務関係 23

附　　則（実施期日） 1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，契約者に対し，小売電気事業の用に供するための再生可能エネルギー電気卸供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において再生可能エネルギー電気卸供給とは，次の再生可能エネルギー電気特定卸供給および再生可能エネルギー電気任意卸供給をいいます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給

契約者が発電者を特定した卸供給を希望される場合に，当社が維持および運用する供給設備を介して，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第17条第１項第２号に定める方法により，当社との再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）にもとづき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給

非常変災等の理由によって，当社が，電気事業法第98条第２項に規定する翌日市場（以下「翌日市場」といいます。）を利用できない場合で，かつ，契約者が発電者を特定しない卸供給を希望されるときに，当社が維持および運用する供給設備を介して，再生可能エネルギー特別措置法第17条

第１項第２号に定める方法により，当社との特定契約にもとづき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

２　再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更

(1) この約款は，再生可能エネルギー特別措置法第18条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の再生可能エネルギー電気卸供給約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する者をいいます。

(2) 発 電 者

当社と特定契約を締結する者をいいます。

(3) 発電契約者

当社の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお，託送約款を変更した場合には，変更後の託送約款といたします。）にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電量調整供給

当社の託送約款にもとづき，当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者

に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

(5) 発電量調整受電電力量

当社の託送約款にもとづき，発電場所において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の量をいいます。

(6) 発電場所

発電者が，当社との特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を発電する場所をいいます。

(7) 卸供給地点

再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は，当社が，再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点で，当社が，契約者が特定する発電者に係る発電場所において発電者から当社との特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を受電する地点をいいます。

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合は，当社が，再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点をいい，契約者が，当社と当社の託送約款にもとづき締結する接続供給契約の受電地点と同じ地点とみなすものといたします。

(8) 再生可能エネルギー電気卸供給電力

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合で，卸供給地点において，当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の最大電力をいいます。

(9) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量

卸供給地点において，当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の電力量をいいます。

⑽ 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

⑾ 祝 日 等

日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日をいいます。

４　再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，再生可能エネルギー電気卸供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，再生可能エネルギー電気卸供給または当社の託送約款にもとづく託送供給もしくは電力量調整供給を実施する目的以外に使用いたしません。

５　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位および端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で，低圧で卸供給するときの30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は，最小位までといたします。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，

切り捨てます。

６　実 施 細 目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

7　契約の要件

契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を希望される場合

イ　当社が契約者に行なう再生可能エネルギー電気特定卸供給について，契約者が特定する発電者が承諾すること。

ロ　契約者が，当社と当社の託送約款にもとづき，発電量調整供給契約を締結すること。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を希望される場合

イ　契約者が，当社と当社の託送約款にもとづき接続供給契約を締結すること。

ロ　契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力が，原則として，契約者が，当社と当社の託送約款にもとづき締結する接続供給契約の年間計画における接続対象電力の最大値をこえないこと。

8　契約の申込み

契約者が新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

イ　契約者の名称

ロ　再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日

ハ　契約者が特定する発電者の名称，発電場所および卸供給地点

ニ　７（契約の要件）(1)イに定める要件を満たすことを証明する文書

ホ　連絡体制

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

イ　契約者の名称

ロ　希望される再生可能エネルギー電気卸供給電力

ハ　再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日

ニ　連絡体制

９　契約の成立および契約期間

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は，再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，再生可能エネルギー電気卸供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅または変更がない場合は，再生可能エネルギー電気卸供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は，契約者が特定する発電者と当社との特定契約の調達期間をこえないものといたします。

10　再生可能エネルギー電気卸供給の開始

(1) 当社は，再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを承諾したときには，契約者と協議のうえ再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに再生可能エネルギー電気卸供給を開始いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉，発電者との特定契約の締結等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた再生可能エネルギー電気卸供給の開始日に再生可能エネルギー電気卸供給が開始できないことが明らかになった場合には，その理由を契約者にお知らせし，あらためて契約者と協議のうえ，再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定めて再生可能エネルギー電気卸供給を開始いたします。

11　契約の単位

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は，あらかじめ定めた発電場所および卸供給地点について，１再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。この場合，それぞれの発電場所および卸供給地点は１再生可能エネルギー電気卸供給契約および１発電量調整供給契約に属するものとし，また，当社は，１契約者に対して１再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

当社は，１契約者に対して１再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況（既に消滅しているものを含みます。）その他によってやむをえない場合には，再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者

にお知らせいたします。

13　契約書の作成

当社は，契約者との間で，原則として再生可能エネルギー電気卸供給の開始前に，再生可能エネルギー電気卸供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ　料　　金

14　料　　金

料金は，以下のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金

イ　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金は，発電場所ごとに30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計額を次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）ごとに合計して算定いたします。

(ｲ) 当社の託送約款に定める検針日

(ﾛ) やむをえない事情のある場合で，当社の託送約款に定める当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，実際に検針を行なった日

(ﾊ) 契約者が卸供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その卸供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ﾆ) 計量器の故障等により電力量を正しく計量できない場合は，電力量が協議によって定められた日

ロ　再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたしま

す。

なお，非常変災等の理由によって，翌日市場を利用できない場合の再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は，再生可能エネルギー電気特定卸供給の実施日が祝日等以外の場合は，翌日市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日，祝日等の場合は，翌日市場を利用できた直前の日曜日の当該時間帯における回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金

イ　再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金は，30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ロ　再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価は，再生可能エネルギー電気任意卸供給の実施日が祝日等以外の場合は，翌日市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日，祝日等の場合は，翌日市場を利用できた直前の日曜日の当該時間帯における回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額といたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

15　料金の適用開始の時期

料金は，10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(1)に定める再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用いたします。ただし，10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)により再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合は，変更後の再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用いたします。

16　料金の算定期間

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金の算定期間は，次によります。

イ　当社の託送約款に定める受電側検針期間といたします。ただし，各卸供給地点について，再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社の託送約款に定める計量日にもとづき発電量調整受電電力量を計量する場合は，イにかかわらず，当社の託送約款に定める受電側計量期間といたします。ただし，各卸供給地点について，再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日か

ら消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，再生可能エネルギー電気任意卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日の前日までの期間といたします。

17　再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は，次のとおりといたします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は，卸供給地点に係る30分ごとの電力量で，発電量調整受電電力量といたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は，原則として，30分ごとに，次の式により算定された値と契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力を２で除した値のうち，いずれか小さい値といたします。

$$\text{再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る発電者から受電する電力量の計画値の合計値} \times \frac{\text{契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力}}{\text{すべての契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の合計値}}$$

なお，22（再生可能エネルギー電気卸供給の実施）(2)ロまたは23（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）により変更された場合には，変更後の値を30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量といたします。

18　料金の算定

料金は，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

19　支払義務の発生および支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る卸供給地点ごとの料金の支払義務は，料金算定日に発生いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の支払義務は，料金の算定期間の翌月１日に発生いたします。ただし，再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合は消滅日といたします。

(3) 料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　31（解約等）により解約となった場合

ロ　契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者に通知した場合

(4) 契約者が(3)イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次

のとおりといたします。

イ　契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，(3)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者に通知いたします。

20　料金その他の支払方法

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金その他についてはそのつど，再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただ

きます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

(2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

(3) 料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

21 保　証　金

(1) 当社は，料金の支払いの延滞があった契約者，または新たに再生可能エネルギー電気卸供給を開始される契約者から，再生可能エネルギー電気卸供給の開始もしくは再開に先だって，または再生可能エネルギー電気卸供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

(3) 当社は，再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

(4) 当社は，保証金について利息を付しません。

(5) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(3)により支払額に充当した場合には，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　供　　給

22　再生可能エネルギー電気卸供給の実施

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は，契約者が特定した発電者に係る卸供給地点において，当社が当社との特定契約にもとづいて受電した電気の全量を，契約者に供給いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

イ　当社は，30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量を，原則として，再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前10時までに契約者に通知いたします。

なお，必要に応じて再生可能エネルギー電気卸供給電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

ロ　契約者がイで通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量をやむをえない理由によって変更する必要が生じた場合（原則として，通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量を減少させる場合に限ります。）には，原則として，再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前11時までに当社に通知していただきます。

23　再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止

当社は，電気の需給上または保安上必要がある場合および発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し，もしくは中止した場合には，再生可能エネルギー電気卸供給を制限し，または中止することがあります。

なお，この場合，当社は，あらかじめその旨を契約者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

24　再生可能エネルギー電気卸供給の停止

(1) 契約者が当社の託送約款に定めるところにより，発電量調整供給または接続供給を停止された場合には，当社は，再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

(2) 契約者が７（契約の要件）を欠くに至った場合で，当社が契約者にその旨を警告しても改めないときには，当社は，再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

(3) 契約者がその他この約款に反した場合には，当社は，再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

25　再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除

24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合で，契約者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに再生可能エネルギー電気卸供給を再開いたします。

26　違　約　金

(1) 契約者が不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた場合には，当社はその不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた期間の料金の３倍に相当する金額を，違約金として契約者から申し受けます。

(2) 不正に再生可能エネルギー電気卸供給を受けた期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

27　損害賠償の免責

(1) 10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)によって再生可能エネ

ルギー電気卸供給の開始日を変更した場合，23（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合または31（解約等）によって再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約した場合には，当社は，契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

Ⅵ　契約の変更および終了

28　契約の変更

再生可能エネルギー電気卸供給契約の内容に変更が生ずる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合に準じて，再生可能エネルギー電気卸供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，契約者の希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の変更は，原則として，１月につき１回に限ります。

29　名義の変更

合併その他の原因によって，新たな契約者が，それまで再生可能エネルギー電気卸供給を受けていた契約者の当社に対する再生可能エネルギー電気卸供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き再生可能エネルギー電気卸供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者は，その旨を当社所定の様式により申し出ていただきます。

なお，再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は，７（契約の要件）(1)イに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。

30　契約の廃止

(1) 契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

(2) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は，31（解約等）および当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合を除き，契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。なお，当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅したものといたします。

31 解　約　等

当社は，次の場合には，再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

また，再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は，その旨を文書等により発電者にお知らせすることがあります。

(1) 24（再生可能エネルギー電気卸供給の停止）によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止し，契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合

イ　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ　他の再生可能エネルギー電気卸供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ　この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

(3) 契約者と当社との発電量調整供給契約または接続供給契約を消滅した場合

(4) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で，契約者が７（契約の要件）(1)イに定める要件を満たさないことが明らかなとき。

32　契約消滅後の債権債務関係

再生可能エネルギー電気卸供給契約期間中の料金その他の債権債務は，再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

附　　則（実施期日）

この約款は，2024年４月１日から実施いたします。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
第17条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更の内容
　　および新旧比較表

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社はこのたび，2024 年 1 月 17 日に経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において，発電側課金制度を導入することとし，発電者に係る料金の料金算定日を新たに規定したことにともない，当該内容を供給条件に反映するべく，再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更することといたしました。

つきましては，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 18 条第 1 項の規定にもとづき，ここに再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更の内容
　　および新旧比較表

再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更の内容

再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更につきましては，2024年１月17日に経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において，発電側課金制度を導入することとし，発電者に係る料金の料金算定日を新たに規定したことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

再生可能エネルギー電気卸供給約款新旧比較表

再生可能エネルギー電気卸供給約款（旧） （2022年４月12日実施）	再生可能エネルギー電気卸供給約款（新） （2024年４月１日実施予定）
再生可能エネルギー電気卸供給約款	再生可能エネルギー電気卸供給約款
~~２０２２年４月１２日~~実施	２０２４年４月１日実施
中部電力パワーグリッド株式会社	中部電力パワーグリッド株式会社

再生可能エネルギー電気卸供給約款（旧） （2022年４月12日実施）	再生可能エネルギー電気卸供給約款（新） （2024年４月１日実施予定）
Ⅰ　総　　則 **３　定　　義** 次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)～(2)　（略） (3)　発電契約者 当社の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお，託送約款を変更した場合には，変更後の約款といたします。）にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。 (4)～(11)　（略）	**Ⅰ　総　　則** **３　定　　義** 次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)～(2)　（略） (3)　発電契約者 当社の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお，託送約款を変更した場合には，変更後の託送約款といたします。）にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。 (4)～(11)　（略）
Ⅱ　契約の申込み **12　承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを~~含む当社の託送約款にもとづく接続供給契約または発電量調整供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を~~含みます。）その他によってやむをえない場合には，再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者にお知らせいたします。	**Ⅱ　契約の申込み** **12　承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況（既に消滅しているものを含みます。）その他によってやむをえない場合には，再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者にお知らせいたします。
Ⅲ　料　　金 **14　料　　金** 料金は，以下のとおりといたします。 (1)　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金 イ　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金は，発電場所ごとに30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計額を~~当社の託送約款19（料金）(1)ロに定める料金算定日~~ごとに合計して算定いたします。 ロ　（略） (2)　（略）	**Ⅲ　料　　金** **14　料　　金** 料金は，以下のとおりといたします。 (1)　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金 イ　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金は，発電場所ごとに30分ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量にロの再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計額を次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）ごとに合計して算定いたします。 (ｲ)　当社の託送約款に定める検針日 (ﾛ)　やむをえない事情のある場合で，当社の託送約款に定める当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，実際に検針を行なった日 (ﾊ)　契約者が卸供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その卸供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。） (ﾆ)　計量器の故障等により電力量を正しく計量できない場合は，電力量が協議によって定められた日 ロ　（略） (2)　（略）

再生可能エネルギー電気卸供給約款（旧） （2022年４月12日実施）	再生可能エネルギー電気卸供給約款（新） （2024年４月１日実施予定）
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
16　料金の算定期間 (1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金の算定期間は，次によります。 イ　当社の託送約款~~30（料金の算定期間）(1)イ~~に定める検針期間といたします。ただし，各卸供給地点について，再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ロ　当社の託送約款~~30（料金の算定期間）(1)ロ~~に定める計量日にもとづき発電量調整受電電力量を計量する場合は，イにかかわらず，当社の託送約款30（料金の算定期間）(1)ロに定める計量期間といたします。ただし，各卸供給地点について，再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2)　（略）	**16　料金の算定期間** (1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金の算定期間は，次によります。 イ　当社の託送約款に定める受電側検針期間といたします。ただし，各卸供給地点について，再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ロ　当社の託送約款に定める計量日にもとづき発電量調整受電電力量を計量する場合は，イにかかわらず，当社の託送約款に定める受電側計量期間といたします。ただし，各卸供給地点について，再生可能エネルギー電気特定卸供給を開始し，または再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2)　（略）
19　支払義務の発生および支払期日 (1)　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る卸供給地点ごとの料金の支払義務は，~~当社の託送約款19（料金）(1)ロに定める~~料金算定日に発生いたします。 (2)～(3)　（略） (4)　契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおりといたします。 イ　（略） ロ　契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。	**19　支払義務の発生および支払期日** (1)　再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る卸供給地点ごとの料金の支払義務は，料金算定日に発生いたします。 (2)～(3)　（略） (4)　契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおりといたします。 イ　（略） ロ　契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。 なお，(3)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者に通知いたします。
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
24　再生可能エネルギー電気卸供給の停止 (1)　契約者が当社の託送約款~~48（託送供給等の停止）~~により発電量調整供給または接続供給を停止された場合には，当社は，再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。 (2)～(3)　（略）	**24　再生可能エネルギー電気卸供給の停止** (1)　契約者が当社の託送約款に定めるところにより，発電量調整供給または接続供給を停止された場合には，当社は，再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。 (2)～(3)　（略）

再生可能エネルギー電気卸供給約款（旧） （2022 年４月 12 日実施）	再生可能エネルギー電気卸供給約款（新） （2024 年４月１日実施予定）
Ⅵ　契約の変更および終了 31　解　約　等 当社は，次の場合には，再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨を文書により契約者にお知らせいたします。 また，再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は，その旨を文書等により発電者にお知らせすることがあります。 (1)　（略） (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合 イ～ロ　（略） ハ　この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務~~（延滞利息，保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）~~を支払われない場合 (3)～(4)　（略）	**Ⅵ　契約の変更および終了** 31　解　約　等 当社は，次の場合には，再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨を文書により契約者にお知らせいたします。 また，再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は，その旨を文書等により発電者にお知らせすることがあります。 (1)　（略） (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合 イ～ロ　（略） ハ　この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合 ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 (3)～(4)　（略）
附　　則（実施期日） この約款は，~~2022年４月12日~~から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この約款は，2024年４月１日から実施いたします。

以　上